毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

 ● 告示 ・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 ・生活保護法に基づく指定医療機関の指定 ・生活保護法に基づく指定施術機関の変更 ・生活保護法に基づく指定施術機関の廃止 ・生活保護法に基づく指定施術機関の指定 ・生活保護法に基づく指定介護機関の変更 ・生活保護法に基づく指定介護機関の指定 	所管 :	-		
 ・介護保険法に基づく介護療養型医療施設の指定の辞退 ・介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止の届出 ・介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 ・介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定 ・介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 ・介護保険法に基づく介護医療院の許可 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更の届出 	長寿障害	" " " " "	会	課課
・保安林の指定施業要件の変更の予定 ・道路の供用開始 ・証紙売りさばき人の指定の一部改正	体 道 会	政		味 課 課
 ・クリーニング師試験の実施 ・令和2年度家畜商講習会の開催 ・土地改良区の役員の就退任(5件) ・土地改良区の定款変更の認可(5件) ・測量の実施(3件) 	生畜農村建設	産 整 "	生備画	課 課 課
◎ 交通局公告・一般競争入札の参加者の資格等・一般競争入札の実施	総	務"		課

告 示

長崎県告示第525号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

医療機関名	開 設 者	所 在 地	廃止年月日
医療法人 ケイ・エス臨床 開発施設おかもと内科	医療法人 ケイ・エス臨 床開発施設おかもと内科 理事長 岡本 純忠	長崎県島原市柏野町1644-1	令和2年5月30日
たにおか脳神経外科	谷岡 浩二	長崎県諫早市小川町1263-1	令和2年5月31日
一般社団法人島原市医師会 訪問看護ステーションQ小 浜	一般社団法人島原市医師会 会長 髙尾 雅己	長崎県雲仙市小浜町北本町219番地	令和2年4月30日
いけだ内科	池田 秀樹	長崎県五島市大荒町73番地2	令和2年4月30日

長崎県告示第526号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和2年7月28日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

医療機関名	開設者	所 在 地	指定年月日	有効期間
そうごう薬局 いづはら田渕店	総合メディカル株式会 社 代表取締役 貞久 雅利	長崎県対馬市厳原町田渕792番地	令和2年7月1日	令和8年6月30日
俣野まさとし歯科診療 所	俣野 正俊	長崎県大村市大川田町932番1	令和2年7月1日	令和8年6月30日
有限会社 あい調剤薬 局	有限会社 あい調剤薬 局 代表取締役 田中 源二	長崎県五島市富江町狩立531番地	令和2年6月1日	令和8年5月31日
山下訪問看護ステーション	医療法人山下医院 理事長 山下 豊	長崎県五島市吉田町2382-5	令和2年4月1日	令和8年3月31日
ハーモニー薬局	有限会社 ハーモニー 代表取締役 中嶋 美 香	長崎県西彼杵郡時津町浦郷264番地4	令和2年7月1日	令和8年6月30日
在宅看護センター だんわ	アリビアール合同会社 代表社員 貞方 初美	長崎県五島市吉久木町424-1- 2号	令和2年5月1日	令和8年4月30日
たにおか脳神経外科	医療法人七成会 理事長 谷岡 浩二	長崎県諫早市小川町1263-1	令和2年6月1日	令和8年5月31日
いけだ内科	医療法人 いけだ内科 理事長 池田 秀樹	長崎県五島市大荒町73番地2	令和2年5月1日	令和8年4月30日

からすやま整形外科	烏山 和之	長崎県北松浦郡佐々町口石免366-1	令和2年7月1日	令和8年6月30日
有限会社 大村調剤薬 局	有限会社 大村調剤薬 局 取締役 大村 七 重	長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触字 古若109番地 5	令和2年7月1日	令和8年6月30日
大村腎クリニック	医療法人 衆和会 理事長 舩越 哲	長崎県大村市東三城町7-12	令和2年7月1日	令和8年6月30日
すぎやま薬局 佐々店	株式会社すぎやま薬局 代表取締役 杉山 徳 洋	長崎県北松浦郡佐々町口石免366-1	令和2年7月1日	令和8年6月8日
そうごう薬局諫早久山台店	総合メディカル株式会 社 代表取締役 貞久 雅利	長崎県諫早市久山台10-1	令和2年6月11日	令和8年6月10日

公

報

長崎県告示第527号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、その例によることとされる場合を含む。)の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和2年7月28日

長崎県知事 中村 法道

(変 更)

区分	業務の種類	指定施術機関名 (施術者氏名)	施術者住所	施術所名称・所在地	変更年月日
旧	柔道整復	兵頭 和幸	長崎県東彼杵郡川棚町百津郷 468-5 エクセルコート百津502	長崎県東彼杵郡川棚町	令和1年11月23日
新	はり・きゅう	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	長崎県東彼杵郡川棚町百津郷 628-1	栄町72	7和1年11月25日

長崎県告示第528号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和2年7月28日

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	廃止年月日
柔道整復	柴崎 聖也	長崎県雲仙市国見町 土黒己1179			令和2年2月10日

長崎県告示第529号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
柔道整復	山本 朋子	長崎県諫早市森山町 杉谷997-1 サンリットメゾン山 崎1202			令和2年2月10日

長崎県告示第530号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によ りその例によることとされる場合を含む。)の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和2年7月28日

長崎県知事 中村 法道

(変 更)

区分	事業所の名称及び所在地		申請者の名称	申請者の名称及び所在地		変更年月日
旧	医療法人 新成会 川﨑胃腸科外科医 院 通所リハビリ テーション	長崎県西彼杵郡長 与町岡郷37番地11	医療法人 新成会 理事長 川﨑 智	長崎県西彼杵郡長 与町岡郷37番地11	事業所の名称	令和2年4月1日
新	川﨑医院 通所リハビリテーション	7 773//чет да 1822	子	3 373/70 д. 322		
旧	クオール薬局 小	長崎県雲仙市小浜 町南本町105-1	クオール株式会社	東京都港区虎ノ門 4-3-1城山トラ	事業所の 所在地	△和9年9日1日
新	浜店	長崎県雲仙市小浜 町マリーナ3-2	代表取締役 荒木	ストタワー37階		令和2年3月1日
旧	公立新小浜病院	長崎県雲仙市小浜町南本町93番地	雲仙・南島原保健	長崎県雲仙市小浜	事業所の名	A.T. O.T. O. H. S
新	雲仙·南島原保健 組合 公立新小浜 病院	長崎県雲仙市小浜 町マリーナ3番地 2	組合 管理者 金 澤 秀三郎	町マリーナ 3 番地 2	称・所在地	令和2年3月1日

長崎県告示第531号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和2年7月28日

(指 定)

事業所の名称	弥及び所在地	申請者の名称	弥及び所在地	サービスの種類	指定年月日
川﨑医院	長崎県西彼杵郡長 与町岡郷37番地11	医療法人 新成会 川﨑医院 理事長 川﨑 智子	長崎県西彼杵郡長 与町岡郷37番地11	訪問看護 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護	令和2年4月1日
医療法人 祐和会安藤病院	長崎県雲仙市吾妻町牛口名378-2	医療法人 祐和会 理事長 安藤 宏 平	長崎県雲仙市吾妻町牛口名378-2	短期入所療養介護 介護療養型医療施 設	令和2年4月1日
医療法人 弘池会口之津病院	長崎県南島原市口之津町丁5615	医療法人 弘池会 口之津病院 理事 長 池永 健	長崎県南島原市口之津町丁5615	介護療養型医療施 設 介護予防短期入所 療養介護	令和2年4月1日
なの花薬局	長崎県西彼杵郡長 与町吉無田郷28-1	株式会社 なの花 代表取締役 富永 律子	長崎県西彼杵郡長 与町吉無田郷28-1	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和2年3月1日
武部病院	長崎県松浦市今福町北免2091番地1	医療法人 陽迎堂 理事長 武部 勝 海	長崎県松浦市今福町北免2091番地1	短期入所療養介護 介護療養型医療施 設 介護予防短期入所 療養介護	令和2年4月1日

長崎県告示第532号

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第113条第1項の規定により、次の開設者から介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

令和2年7月28日

長崎県知事 中村 法道

介護保険 事業所番号	事業所の名詞	事業所の名称及び所在地		辞退者の名称及び所在地			サービスの 種類
4211122488		長崎県諫早市 多良見町化屋 843番地	医療法人社団 仁愛会	理事長 中村 晉	長崎県諫早市 多良見町化屋 843番地	令和2年3月31日	介護療養型医療施設

長崎県告示第533号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、次の事業者から指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

令和2年7月28日

介護保険 事業所番号	事業所の名称及び所在地辞退者の名称及び所在地		辞退年月日	サービス <i>の</i> 種類			
4272400104		長崎県雲仙市 瑞穂町西郷辛 621番地7	社会福祉法人 雲仙市社会 福祉協議会	境川	長崎県雲仙市 愛野町乙1736 番地3	令和2年3月31日	訪問介護
4272400203		長崎県雲仙市 小浜町北本町 14番地3	社会福祉法人 雲仙市社会 福祉協議会	境川	長崎県雲仙市 愛野町乙1736番 地3	令和2年3月31日	訪問介護

長崎県告示第534号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項第1号の規定により、次の事業者を指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和2年7月28日

長崎県知事 中村 法道

介護保険 事業所番号	事業所の名称及	及び所在地	申請	者の名称及び原	 斤在地	指定年月日	サービスの 種類
4262290036	在宅看護センター だんわ	長崎県五島市 吉久木町424- 1-2号	アリビアール合同会社	代表社員 貞方 初美	長崎県五島市木場町70-13	令和2年5月1日	介護予防訪問看護
4270301304	小規模特別養 護老人ホーム 淡淡荘	長崎県島原市 江里町乙2010番 地1	社会福祉法人楽山会	理事長 喜多幸枝	長崎県島原市 江里町乙2010番 地1	令和2年4月1日	介護予防短期入所生活介護
4270502109	ショートスティ「湖畔の宿ふる里」	長崎県大村市 鬼橋町1416番地	社会福祉法人隆明会	理事長 森隆敏	長崎県大村市 鬼橋町1416番地	令和2年6月17日	介護予防短期入所生活介護
4272400765	有料老人ホー ム なごみの 家	長崎県雲仙市 瑞穂町伊福甲 677	社会福祉法人真和会	理事長 大野 ゆき正	長崎県諫早市多良見町元釜字浮津556番地	令和2年4月1日	介護予防特定 施設入居者生 活介護
4272400773	介護付有料老 人ホームきた の	長崎県雲仙市 小浜町北野373 番地	株式会社 サンライズ	代表取締役 熊丸 ひろ子	福岡県三潴郡 大木町奥牟田 827番地6	令和2年4月1日	介護予防特定 施設入居者生 活介護
4272400781	花心苑	長崎県雲仙市 国見町神代甲 955番地1	社会福祉法人朝日福祉会	理事長 蒲原 大次郎	長崎県雲仙市 国見町神代甲 900番地5	令和2年5月1日	介護予防特定 施設入居者生 活介護

長崎県告示第535号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の規定により、次の施設を指定介護老人福祉施設として指定した。

令和2年7月28日

介護保険 事業所番号	事業所の名	称及び所在地	申請	者の名称及	をび戸	指定年月日	サービスの 種類	
4270301304		長崎県島原市江里町乙2010番地1	社会福祉法人 楽山会	理事長 幸枝	喜多	長崎県島原市 江里町乙2010 番地1	令和2年4月1日	介護老人福祉施設

長崎県告示第536号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、次の事業者を指定居宅サービス事業者として指定した。

令和2年7月28日

						女啊県和争	中州 法退
介護保険 事業所番号	事業所の名詞	称及び所在地	申請	着の名称及び原	斤在地	指定年月日	サービスの 種類
4262290036	在宅看護センター だんわ	長崎県五島市 吉久木町424- 1-2号	アリビアール合同会社	代表社員 貞方 初美	長崎県五島市木場町70-13	令和2年5月1日	訪問看護
4270301304	小規模特別養 護老人ホーム 淡淡荘	長崎県島原市 江里町乙2010番 地1	社会福祉法人楽山会	理事長 喜多幸枝	長崎県島原市 江里町乙2010番 地1	令和2年4月1日	短期入所生活介護
4270502091	泉の里アー ケード館 デ イサービスセ ンター	長崎県大村市本町387-1	社会福祉法人 大村福祉会	理事長 小林 克敏	長崎県大村市徳泉川内町829番地	令和2年5月1日	通所介護
4270502109	ショートス ティ「湖畔の 宿ふる里」	長崎県大村市 鬼橋町1416番地	社会福祉法人隆明会	理事長 森隆敏	長崎県大村市 鬼橋町1416番地	令和2年6月17日	短期入所生活介護
4271103261	ヘルパース テーション かしの木	長崎県西彼杵 郡長与町まな び野3丁目14 -8	合同会社 樫 の木屋	代表社員 樫川 敏彦	長崎県西彼杵 郡長与町まな び野3丁目14 -8	令和2年4月1日	訪問介護
4272400765	有料老人ホー ム なごみの 家	長崎県雲仙市 瑞穂町伊福甲 677	社会福祉法人真和会	理事長 大野 ゆき正	長崎県諫早市多良見町元釜字浮津556番地	令和2年4月1日	特定施設入居者生活介護
4272400773	介護付有料老 人ホームきた の	長崎県雲仙市 小浜町北野373 番地	株式会社 サンライズ	代表取締役 熊丸 ひろ子	福岡県三潴郡 大木町奥牟田 827番地6	令和2年4月1日	特定施設入居者生活介護
4272400781	花心苑	長崎県雲仙市 国見町神代甲 955番地1	社会福祉法人朝日福祉会	理事長 蒲原大次郎	長崎県雲仙市 国見町神代甲 900番地5	令和2年5月1日	特定施設入居 者生活介護

長崎県告示第537号

介護保険法(平成9年法律第123号)第107条第1項の規定により、次の施設を介護医療院として許可した。 令和2年7月28日

長崎県知事 中村 法道

介護保険 事業所番号	事業所の名	称及び所在地	申請	者の名称及び原	指定年月日	サービスの 種類	
42B0400024	介護医療院からこ	長崎県諫早市 森山町唐比西 1165番地		理事長 小田 純爾	長崎県諫早市 森山町唐比西 1165番地	令和2年4月1日	介護医療院

長崎県告示第538号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関(精神通院医療)から同法第64条の規定により、次のとおり名称等の変更の届出があった。

令和2年7月28日

長崎県知事 中村 法道

	指定医療機関の名称	所 在 地	変更年月日
新	医療法人ごんどう内科・脳神経内科クリニック	なし	令和2年4月16日
旧	医療法人ごんどう循環器内科医院	諫早市厚生町6-1	行和2年4月10日

長崎県告示第539号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けた。

令和2年7月28日

長崎県知事 中村 法道

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めると ころによる。

昭和61年3月11日農林水産省告示第378号(1に係るものに限る。)

- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び南島原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第540号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年7月28日

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 御厨田代江迎線	佐世保市江迎町中尾320番 1 地先から 佐世保市江迎町中尾317番 1 地先まで	令和2年7月28日

長崎県告示第541号

証紙売りさばき人の指定(昭和41年長崎県告示第752号)の一部を次のように改正し、令和2年7月16日から適用する。

令和2年7月28日

長崎県知事 中村 法道

表の14の項に次のように加える

Γ

14	行政書士法人アシスト 代表社員 立山 雅也	長崎市宿町729番地1	長崎市宿町729番地1	長崎市
----	--------------------------	-------------	-------------	-----

公 告

クリーニング師試験の実施(公告)

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定により、令和2年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和2年7月28日

長崎県知事 中村 法道

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 日 時 令和2年10月12日 (月曜日) 午前10時から
 - (2) 会 場 長崎県庁
 - (3) 所在地 長崎市尾上町3番1号
- 2 試験の方法及び科目
 - (1) 学科試験
 - ア 衛生法規に関する知識
 - イ 公衆衛生に関する知識
 - ウ 洗たく物の処理に関する知識
 - (2) 実技試験

洗たく物の処理に関する技能(しみ識別、繊維識別)

- 3 受験資格
 - (1) 中学校卒業又はこれと同等以上の学力があると認められる者
 - (2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和18年 勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終えた者又はクリーニング業法施行規則の一部を改正する省令(昭和30年厚生省令第21号)附則第2項の規定によりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- 4 受験手続
 - (1) 提出する書類
 - ア 受験願書
 - イ 写真(出願前6か月以内に脱帽して正面から撮影したサイズ縦4.5cm横3.5cmのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)
 - ウ 履歴書
 - エ 受験資格を有する者であることを証する書類(卒業証明書等)

(2) 受験手数料 7,000円

長崎県収入証紙を受験願書に貼付すること。

(3) 提出先

受験者の住所を管轄する保健所。ただし、長崎県外に居住する者は、長崎県県民生活環境部生活衛生課 (〒850-8570長崎市尾上町3番1号)。

(4) 受付期間

令和2年8月11日(火曜日)から8月28日(金曜日)まで 受付時間は、前記期間中(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)午前9時から午後5時までとする。

5 受験票の送付

受験票は、長崎県県民生活環境部生活衛生課から直接受験者に送付する。

6 合格者の発表

令和2年10月30日(金曜日)に、長崎県庁1階エントランスホール及び県のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、合格者に文書で通知する。

7 その他

この試験についての受験手続、その他不明な点は、最寄りの保健所又は長崎県県民生活環境部生活衛生課 (電話095-895-2363) に問い合わせること。なお、文書による問い合わせには、必ず返信用切手を同封すること。

令和2年度家畜商講習会の開催(公告)

家畜商法(昭和24年法律第208号)第4条の2第1項の規定に基づき、令和2年度家畜商講習会を次のとおり 開催する。

令和2年7月28日

長崎県知事 中村 法道

1 講習の目的及び対象者

家畜の取引業務に従事するため、家畜商免許を必要とする者に対し、取引の業務に関し必要な知識を習得させる。

2 開催日時

令和2年8月17日(月)午前9時00分から午後5時40分まで

令和2年8月18日(火)午前9時30分から午後5時40分まで

3 開催場所

長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県庁行政棟1階大会議室A.B.C

- 4 講習科目及び時間
 - (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
 - (2) 家畜の品種及び特徴 4 時間
 - (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
- 5 受講申込手続
 - (1) 提出書類及び受講料
 - ア 受講申込書

写真(申請前6か月以内に撮影)を所定の欄に貼り付ける。

イ 受講料

3,300円(長崎県収入証紙3,300円分を受講申込書に貼付。別途テキスト代3,200円が必要)

- ウ 長崎県暴力団排除条例(平成23年長崎県条例第47号)に係る誓約書
- (2) 受講申込書の提出先

住所地を所管する各振興局(農業企画課又は農業振興普及課)、県外在住者にあっては長崎県畜産課へ提出すること。

(3) 提出期限

令和2年8月7日(金)必着

6 講習の特例措置

家畜商法施行令(昭和28年政令第252号)第1条の4第1項ただし書の規定に基づき、獣医師の免許を有す

る者及び家畜人工授精師の免許を有する者で、講習の特例措置(一部免除)を受ける場合は、獣医師免許証又 は家畜人工授精師免許証の写しを、受講申込書に添付すること。

- 7 修了証明書の交付
 - 所定の講習課程の全てを修了した者には、修了証明書を交付する。
- 8 その他
 - (1) 受講の受付は、午前9時00分から9時15分までの間に行い、講習会開始後は受け付けない。
 - (2) 受講日当日は、筆記用具を持参すること。

(番号)

写真添付

- ・申込前6月以内に撮影したもの
- ・上半身、正面、無帽で 本人と識別できるもの
- ・縦4センチ、横3セン チ位のもの

家畜商講習会受講申込書

令和 年 月 日

長崎県知事 殿

住 所 電話番号 緊急連絡先 ふりがな 氏 名 印 生年月日

家畜商法(昭和24年法律第208号)第3条第2項第1号の規定による講習会を受けたいので申し込みます。

- 注1 氏名を自署する場合には、捺印を省略することができる。
- 注2 家畜商法施行令(昭和28年政令第252号)第1条の4第1項ただし書の規定により講習の特例措置を受ける場合は、家畜商法施行規則(昭和37年農林省令第4号)第4条の各号に掲げる資格(獣医師又は家畜人工授精師)の免許証の写しを別に添付すること。

土地改良区の役員の就退任(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、御厨土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年7月28日

	就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事
氏 名	住 所	氏 名	住 所
瀬戸勝時	松浦市御厨町寺ノ尾免56番地	氏 山 孝 義	松浦市御厨町上登木免230番地
氏 山 敏 彦	松浦市御厨町上登木免335番地	瀬戸勝時	松浦市御厨町寺ノ尾免56番地
大川内 進 一	松浦市御厨町横久保免440番地	大川内 進 一	松浦市御厨町横久保免440番地
川 村 弘	松浦市御厨町下登木免7番地	川 村 弘	松浦市御厨町下登木免7番地
吉 野 正 治	松浦市御厨町前田免422番地	吉 野 正 治	松浦市御厨町前田免422番地
勝村義光	松浦市御厨町池田免50番地	勝村義光	松浦市御厨町池田免50番地
	就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事
坂本秀吉	松浦市御厨町相坂免116番地	井 元 平	松浦市御厨町相坂免207番地
大久保 耕 次	松浦市御厨町大崎免113番地1	大久保 耕 次	松浦市御厨町大崎免113番地1
濱村秀喜	松浦市星鹿町下田免713番地6		

土地改良区の役員の就退任(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、調川土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年7月28日

長崎県知事 中村 法道

	就 任 役 員 理 事							退 任 役 員 理 事
	氏	名	住 所		氏	名		住 所
永	田	弘	松浦市調川町下免1414番地	林		甚	榮	松浦市調川町下免1107番地

土地改良区の役員の就退任 (公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、中野土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年7月28日

	就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事
氏 名	住 所	氏 名	住所
福田延之	平戸市山中町1378番地	前川隆義	平戸市下中野町407番地
山 野 一 弘	平戸市鏡川町1020番地1	福田延之	平戸市山中町1378番地
山 浦 孝 由	平戸市山中町1288番地1	松 野 純 介	平戸市戸石川町546番地4
永 田 克 也	平戸市下中野町64番地	吉田惠男	平戸市山中町234番地
大 石 伸一郎	平戸市下中野町449番地	永 田 克 也	平戸市下中野町64番地
青木敬輔	平戸市山中町892番地	山 野 一 弘	平戸市鏡川町1020番地1
藤川君敏	平戸市主師町325番地	本 山 信吉朗	平戸市坊方町274番地
	就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事
本 山 信吉朗	平戸市坊方町274番地	山 浦 孝 由	平戸市山中町1288番地1
西浦隆裕	平戸市山中町1044番地	藤川君敏	平戸市主師町325番地
松本美則	平戸市古江町576番地		

土地改良区の役員の就退任(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、清谷土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

長崎県知事 中村 法道

	就 任 役 員 理 事							退 任 役 員 理 事	
	氏	名		住 所		氏	名		住 所
Щ	田		始	南島原市南有馬町己2207番地	山	田	満	則	南島原市南有馬町己2257番地
林	田	末	廣	南島原市南有馬町己2506番地2	山	田		始	南島原市南有馬町己2207番地
竹	下	浩	=	南島原市南有馬町己3139番地	大	野	英	男	南島原市南有馬町己3176番地
竹	下	政	教	南島原市南有馬町己3173番地	林	田		明	南島原市南有馬町己2689番地
林	田	和	也	南島原市南有馬町己2542番地	林	田	和	也	南島原市南有馬町己2542番地
林	田		通	南島原市南有馬町己2705番地	竹	下	浩	=	南島原市南有馬町己3139番地

就 任 役 員 監 事	退 任 役 員 監 事
小 渕 信 敏 南島原市南有馬町乙786番地2	小 渕 信 敏 南島原市南有馬町乙786番地2
宮 木 恵 男 南島原市南有馬町己3210番地	林 田 隆 幸 南島原市南有馬町己2641番地

土地改良区の役員の就退任(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、柏野・佐野土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年7月28日

長崎県知事 中村 法道

	就任役員理事	退 任 役 員 理 事
氏 名	住所	氏 名 住 所
吉田和久	島原市有明町大三東戊4389番地	宇 土 幸 夫 島原市有明町大三東戊4065番地
宮 元 孝 一	島原市有明町大三東戊4049番地	吉 田 和 久 島原市有明町大三東戊4389番地
宮 元 充	島原市有明町湯江乙1558番地	宮 元 孝 一 島原市有明町大三東戊4049番地
宇 土 和 徳	島原市有明町大三東戊4069番地	宮 元 充 島原市有明町湯江乙1558番地
宮 本 源 一	島原市有明町湯江乙1573番地2	宇 土 和 徳 島原市有明町大三東戊4069番地
酒 井 富士男	島原市有明町湯江乙1584番地	渡 部 秋 則 島原市有明町大三東戊3945番地
宇土信一	島原市有明町大三東戊4060番地2	本 田 重 信 島原市有明町大三東戊4048番地
吉田富久	島原市有明町大三東戊3937番地1	酒 井 富士男 島原市有明町湯江乙1584番地
本 田 則 男	島原市有明町大三東戊4781番地	
	就任役員監事	退 任 役 員 監 事
田上家康	島原市長貫町丙2127番地	宮 本 源 一 島原市有明町湯江乙1573番地2
宮 本 政 光	島原市有明町湯江乙1677番地3	田 上 家 康 島原市長貫町丙2127番地

土地改良区の定款変更の認可(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更(令和2年3月17日総会議決)を認可した。

令和2年7月28日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 御厨土地改良区

認可年月日 令和2年7月14日

土地改良区の定款変更の認可(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更(令和2年3月6日総会議決)を認可した。

令和2年7月28日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 国営吉井土地改良区 認可年月日 令和2年7月16日

土地改良区の定款変更の認可(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更(令和2年4月26日総会議決)を認可した。

令和2年7月28日

長崎県知事 中村 法道

 土地改良区名
 中野土地改良区

 認可年月日
 令和2年7月16日

土地改良区の定款変更の認可(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更(令和2年3月13日総会議決)を認可した。

令和2年7月28日

長崎県知事 中村 法道

 土地改良区名
 清谷土地改良区

 認可年月日
 令和2年7月16日

土地改良区の定款変更の認可(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更(令和2年3月10日総会議決)を認可した。

令和2年7月28日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 白木野土地改良区 認可年月日 令和2年7月16日

測量の実施(公告)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県央県南広域環境組合管理者から公共測量(基準点測量及び水準測量)を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和2年7月28日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

	地	域	期	間
諫早市 福田町			令和2年7月 令和2年12月	

測量の実施(公告)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、諫早市長野土地区画整理準備組合理事長から公共測量(基準点測量)を次のとおり実施する旨の通知があった。

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

	地	域	期	間
諫早市 長野町			令和2年7 令和2年9	

測量の実施(公告)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、五島振興局長から公共測量(3級水準測量、空中写真測量)を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和2年7月28日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

	地	域	期	間
五島市 富江町			令和2年7月 令和2年11月	

交通局公告

一般競争入札の参加者の資格等(告示)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和2年7月28日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 一般競争入札に付する事項 車両改造工事(定期大型車6両)
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として交通局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付資料に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
 - (6) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
 - (7) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格及び審査
 - (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し、決定する。なお、長崎県交通局が発注するバス改造工事に係る入札参加資格を取得している者は、(2)の審査事項について審査の対象としない。
 - (2) 審査事項

- ア 年間売上高
- イ 営業年数
- ウ 従業員数
- エ 財務比率 (純利益率、固定長期適合率及び流動比率)
- オ その他交通局長が特に必要と認める事項
- 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期

この告示の日から令和2年9月1日まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に令和2年9月1日まで随時交付する。また、長崎県交通局ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

- (3) 申請書の提出方法
 - 申請者のうち、資格を取得している者

申請書(様式第1号)に次の書類を添え(5)に揚げる場所に提出すること。

- ア 長崎県交通局が交付した資格審査結果通知書の写し
- イ 誓約書(様式第3号)
- ウ 印鑑届 (様式第4号)
- 工 委任状 (様式第5号)
- 申請者のうち、資格を取得していない者

申請書(様式第2号)に次の書類を添え(5)に揚げる場所に提出すること。

- ア 誓約書(様式第3号)
- イ 印鑑届 (様式第4号)
- ウ 委任状 (様式第5号)
- エ 法人にあっては、次のa及びb
 - a 登記簿謄本 (履歷事項全部証明書)
 - b 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動 計算書
- オ 個人にあっては次のa、b及びc
 - a 本籍地の市町村長の発行する身元 (分) 証明書
 - b 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - c 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- カ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- キ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明 書
- ク 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- ケ バス改造工事の実績を証明する書類の写し
- コ その他交通局長が必要と認める書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
 - ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記 し、又は添付すること。
 - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規定(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定め られた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
 - (住所) **〒**850-0043 長崎市八千代町 3-1
 - (名称) 長崎県交通局管理部総務課 (総務係)
 - (電話) 095-822-5141
 - (FAX) 095-822-2826
 - (長崎県交通局ホームページアドレス) https://www.keneibus.jp/

5 資格審査結果の通知

資格審査申請書を受理したときは、入札参加者の資格を審査し、その結果を資格審査結果通知書(様式第6号)により当該申請者に通知(郵送)する。

6 資格の有効期間

この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。

7 資格の取消等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が $2 \, \sigma(1)$ 又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、 又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人と して使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

一般競争入札の実施(公告)

次のとおり車両改造工事業務について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和2年7月28日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 工事名及び数量

車両改造工事(定期大型車6両)

(2) 工事の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期間

契約締結日から令和3年3月31日

(4) 納入場所

長崎県交通局が指定する営業所

- (5) 入札の方法
 - ① 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ② 郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められないこと。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として交通局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 車両改造工事に関する令和2年7月28日付けの一般競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) この公告の日から9の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から9の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、所定の審査申請書等に必要事項を記載のうえ、次の場所に提出すること。

- (1) 申請の時期 令和2年7月28日から令和2年9月1日まで(県の休日を除く)
- (2) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

(住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1

(名称) 長崎県交通局管理部総務課(総務係)

(電話) 095-822-5141

4 入札参加条件

次の条件を満たしている者であること。

- (1) 2の入札参加資格を有する者であること。
- (2) 当該工事の契約書に基づき、納入期限内に確実に納入できると認められる者であること。
- 5 当該工事契約に関する事務を担当する部局の名称等

(住所) **〒**850-0043 長崎市八千代町 3-1

(名称) 長崎県交通局管理部総務課 (総務係)

(電話) 095-822-5141

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

(期間) この公告の日から令和2年9月1日までの間(県の休日を除く。)

(場所) 5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限等

(提出場所) 長崎県交通局管理部総務課 (総務係)

(提出方法) 令和2年9月7日 午後5時00分

直接又は郵便(書留郵便により、受領期限内必着のこと。)で行うこと。

10 開札の場所及び日時等

(場所) 長崎県交通局 本局3階 第1研修室

(期日) 令和2年9月8日 午前10時00分開始

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前 に5の部局に確認すること。

- 11 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税含む)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 長崎県交通局を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額(消費税及び地方消費税含む)の100 分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するものを提出する場合。
- (2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 長崎県交通局を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額(消費税及び地方消費税含む)の100分の 10以上)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するものを提出する場合
- 12 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

再度の入札者が代理人である場合は、委任状(委任者の印鑑を押印したものに限る。)の提出が必要である。 適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、(1)から(8)までに該当することによりその入札が無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な参加資格のない者が入札したとき。

発行者

長長

市崎

正県

町三番

一号

印刷刷人所

- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到着しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明ら かである者が入札したとき。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であると
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないときなど、入札者の意思表示が確認できないとき
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県交通局契約事務規程(昭和47年交通局企業管理規程第10号)第7条の規定に基づいて作成された予 定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者 を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち入札に立ち会わない者又はくじを引かない者 があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受ける ことが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に 基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 最低制限価格は設定しない。
- (3) この契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する 協定」の適用を受ける。
- (4) この調達手続きに関し、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続きの停止等を提案する場合があるこ と。この場合、調達の手続きが停止される場合があること。
- (5) その他、入札及び契約に関する事項については、長崎県交通局契約事務規程の定めるところによる。ま た、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Bus body remodeling construction:
 - 6 large-sized scheduled buses
- (2) Delivery period
 - March 31, 2021
- (3) Delivery place:
 - Central maintenance facility Isahaya City, Kaizu-machi, 1481
- (4) Time-limit for tender:
 - Until 17:00, September 7, 2020
- (5) Date and time for the opening of tender:
 - 10:00, September 8, 2020
- (6) Point of Contact:

The administrative office of the Nagasaki Traffic Bureau

Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1

Tel 095-822-5141

— 1286 —